平成２２年（フ）第６７２号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン５－３号棟303号
破産者　三好　一明
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２号
川崎市川崎区日進町27番地７　レックス川崎201
破産者　我妻　数俊
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
川崎市川崎区日進町27番地７　レックス川崎201
破産者　我妻　恵理
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
川崎市川崎区日進町27番地７　レックス川崎201
破産者　我妻　文江
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
川崎市川崎区渡田山王町25番４号　シンエイビル302
破産者　我妻　竜也
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第３９２号
長野県中野市大字一本木110番地５、開始決定時の住所長野県中野市大字一本木505番地９
破産者　石渡　陸夫
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
愛知県新城市富沢445番地２、住民票上の住所愛知県新城市矢部字本並95番地２
破産者　古瀬　勝則
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３３０号
愛知県春日井市西山町1558番地１、開始決定時の住所愛知県春日井市東野町西２丁目27番地16
破産者　古瀬　和好
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４０号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　40棟302号
破産者　原鉄工所こと　原　　伸吉
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５１３号
香川県高松市瀬戸内町24番11号
破産者　細谷　正輝
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７８３号
愛媛県松山市枝松４丁目３番29号、住民票上の住所愛媛県松山市枝松４丁目６番44号
破産者　近藤　賢昭
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３６号
愛媛県松山市鴨川２丁目12番14号　鴨川パークハイツ301号
破産者　西原　　誠
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１３１号
福岡県八女郡黒木町大字木屋367番地１
破産者　久保山孝典
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第６号
北海道稚内市港４丁目７番25号　オレンジコートＮｏ．２－202
破産者　大橋　義博
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第１４５号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目32番地11　グランドハイツ303
破産者　角谷　玉木
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１６０号
埼玉県川越市大字的場766番地２
破産者　山崎喜代美
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１６４号
埼玉県川越市旭町３丁目25番地26
破産者　中川　裕幸
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８５号
埼玉県所沢市大字松郷102番地の１　リバーサイドＢ―203
破産者　羽田野允輝
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８６号
埼玉県日高市大字鹿山61番地１　県営住宅１―404
破産者　関田　早苗（旧姓森越）
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１９６号
埼玉県川越市清水町13番地10　フォルトゥーナ201号室
破産者　尾崎　　幸
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１９７号
埼玉県所沢市糀谷136番地の１　サンハイム糀谷201、前住所埼玉県所沢市大字下安松533番地の16
破産者　高橋　恒治
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部